

○周南市農業委員会全部効率利用要件の確認に係る事務処理要領

令和6年3月1日施行

周南市農業委員会全部効率利用要件の確認に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が行う農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第1号に規定する全部効率利用要件（農地等（農地（耕作の目的に供される土地をいう。）又は採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。）をいう。以下同じ。）の権利（所有権又は使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）を取得しようとする者又はその世帯員等（農地法第2条第2項に規定する住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。以下同じ。）が権利を保有している農地等を含め、その取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことをいう。以下同じ。）の確認について、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）の農地法関係事務に係る処理基準第3の3の規定及び山口県の農地法関係事務処理要領（令和6年7月山口県農林水産部農業振興課）の規定その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(本市への許可申請に係る確認)

第2条 委員会が、農地法第3条第1項の規定による農地等の権利移動（権利の設定又は移転をいう。以下同じ。）の許可申請（以下「許可申請」という。）を受けて行う全部効率利用要件の確認に当たっては、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 許可申請により権利を取得しようとする者（以下「申請者」という。）又はその世帯員等（以下これらを「申請者等」という。）が権利を有している農地等（以下「申請者等保有農地等」という。）が本市に所在する場合（以下この農地等を「本市所在農地等」という。）は、委員会の事務局（以下「事務局」という。）において、本市所在農地等について、農地台帳（農地法第52条の2第1項に規定する農地台帳をいう。）における直近の利用状況調査（農地法第30条第1項に規定する農地の利用の状況についての調査をいう。）の調査結果（以下「利用状況調査の調査結果」という。）を確認し、現況が農地等である場合には、本市所在農地等の所

在在を担当する委員会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下これらを「地区担当委員等」という。）に事務局の職員が同行して現地調査（現地に赴いて、耕作されているか否か、遊休農地（農地法第32条第1項第1号に規定する農地（現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地）又は同項第2号に規定する農地（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地で同項第1号に掲げる農地を除く。）に該当する農地をいう。以下同じ。）であるか否か、再生利用が困難な農地（周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行。以下「非農地判断事務処理要領」という。）第3条第1項第1号に規定する再生利用が困難な農地をいう。以下同じ。）であるか否か等を調査することをいう。以下同じ。）を実施するものとする。

- (2) 申請者等保有農地等が本市以外に所在する場合（以下この農地等を「市外所在農地等」という。）は、申請者は、市外所在農地等について、市外所在農地等を所管する他市町村の農業委員会に対して、全部効率利用要件確認願（別記様式第1号）又はこれに類する書類を提出して交付を受けた全部効率利用要件確認書（別記様式第1号）又はこれに類する書類を農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条に規定する申請書（農地法第3条第1項に規定する許可を受けるための申請書をいう。以下同じ。）に添付するものとする。申請者が全部効率利用要件確認書又はこれに類する書類を添付していない場合は、委員会は、農地法第51条の2第2項の規定に基づき、市外所在農地等を所管する他市町村の農業委員会に対して、全部効率利用要件確認照会書（別記様式第2号）により全部効率利用要件確認回答書（別記様式第3号）による回答を求めることができるものとする。申請者から提出された全部効率利用要件確認書若しくはこれに類する書類又は他市町村の農業委員会から回答された全部効率利用要件確認回答書若しくはこれに類する書類を事務局において書面調査（提出された書類の記載内容を確認する調査をいう。以下同じ。）し、市外所在農地等が耕作されているか否か、遊休農地であるか否か、再生利用が困難な農地であるか否か等を確認するものとする。
- (3) 申請者が許可申請をする農地等（以下「申請地」という。）は、事務局において提出された申請書、営農計画書、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等その他の書類を書面調査した上で、地区担当委員等も書面調査し、地区担当

委員等に事務局の職員が同行して現地調査を実施するものとする。

(4) 前号の現地調査の結果、申請地が耕作放棄等により原野化等している場合は、申請者に、農地等への復元方法について詳細に記載した農地復元計画書（別記様式第4号）の提出を求め、申請者から提出された農地復元計画書による書面調査を実施するものとする。

(5) 前各号の現地調査及び書面調査の実施により市内外の保有農地等の耕作等の状況及び申請地の耕作等（農地復元を含む。）の現実性・可能性を把握した上で、申請者等の経営規模、作付作目等を踏まえて、次の要素等を総合的に勘案して全部効率利用要件の確認を行うものとする。

ア 機械 申請者等が所有している機械のみならず、リース契約により確保されているものや、今後確保すると見込まれるものも含む。

イ 労働力 農作業等に従事する申請者等の人数のみでなく、雇用によるものや、今後確保すると見込まれるものも含み、これらの者の配置の状況も勘案する。

ウ 技術 申請者等に限らず、農作業等に従事する者の技術をいう。なお、農作業の一部を外部に委託する場合には、申請者等に加え、委託先の農作業に関する技術も勘案する。

（他市町村への許可申請に係る確認）

第3条 本市以外で農地等の権利を取得しようとする者が、権利を取得しようとする農地等を所管する他市町村の農業委員会に対して許可申請を行う際に必要となる、本市所在農地等に係る全部効率利用要件の確認に当たっては、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 申請者からの全部効率利用要件確認願の提出を受け、事務局において、本市所在農地等について、利用状況調査の調査結果を確認し、現況が農地等である場合には、地区担当委員等に事務局の職員が同行して現地調査を実施し耕作等の状況を把握するものとする。

(2) 前号の利用状況調査の調査結果又は現地調査の結果を全部効率利用要件確認願に追加記載した上で、全部効率利用要件確認書を申請者に交付するものとする。

(3) 前2号の事務のほか、農地法第51条の2第2項の規定に基づき、権利を取得しようとする農地等を所管する他市町村の農業委員会から委員会に対して、本市

所在農地等に係る全部効率利用要件の確認についての照会があれば、本市所在農地等について、利用状況調査の調査結果を確認し、現況が農地等である場合には、地区担当委員等に事務局の職員が同行して現地調査を実施の上、利用状況調査の調査結果又は現地調査の結果を回答するものとする。

(非農地判断の実施)

第4条 第2条第1号、前条第1号又は第3号に掲げる現地調査の実施により、本市所在農地等を再生利用が困難な農地に該当すると判断したときは、非農地判断事務処理要領に基づいて事務処理を行うものとする。ただし、非農地判断事務処理要領第7条に規定する通知は、第2条の許可申請を受ける際又は前条の全部効率利用要件確認願の提出を受ける際に前もって非農地判断（農地に該当するか否かの判断をいう。以下同じ。）をすることがある旨を伝えることにより省略するものとする。

(その他)

第5条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員会の事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条、第3条関係）

全部効率利用要件確認願

年 月 日

（宛先）（市・町・村）農業委員会会長

申請者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに
法人の名称、代表者の役職及び氏名）

電話番号

代理人 資格

住所

氏名

電話番号

私は、（市・町・村）において、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定により農地等の権利を取得したいので、（市・町・村）における私及び私の世帯員等が権利を有している下記の農地等の耕作の状況（全部効率利用要件）を確認願います。

記

（市・町・村）内で権利を持つ全ての農地等の所在等


氏名 (続柄)	所在		地番	地目		面積 (㎡)	所有・ 貸付・ 借入の 別	耕 作 中 (○)	農地法32 条第1項 第1号 又は 第2号 の該当	非 農 地 (○)	備考
	大字	字		登記簿	現況						

第 号

年 月 日

全部効率利用要件確認書

上記のとおり相違ないことを確認しました。

（市・町・村）農業委員会会長 

(記載要領)

1 申請者

- (1) (市・町・村)は、関係する市、町又は村の名称を記入すること。
- (2) 申請者又はその農地法第2条第2項に規定する世帯員等(住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族)が権利を有している農地等を全て記入すること。
- (3) 「氏名(続柄)」欄には、農地等の権利を有している者の氏名及び申請者から見た続柄を記入すること。
- (4) 「地目」欄の「登記地目」欄には、登記簿地目を記入し、「現況」欄には、現況地目を記入すること。
- (5) 「所有・貸付・借入の別」欄には、所有していれば「所有」、他の者に貸し付けていれば「貸付」、他の者から借り入れていれば「借入」と記入すること。
- (6) 「耕作中(○)」欄、「農地法32条第1項第1号又は第2号の該当」欄及び「非農地(○)」欄は、農業委員会において記入するので申請者で記入しないこと。
- (7) 農地等が多くて書き切れない場合には、継続用紙(別記様式第5号)を使って記入すること。


注 法定代理人は、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類(保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類)を添付すること。任意代理人は、その資格を記載の上、委任状を添付すること。

2 農業委員会(確認願へ追記)

- (1) 申請者が記入した農地等以外に、権利を持つ農地等があれば記入すること。
- (2) 「耕作中(○)」欄には、耕作されていれば○を記入すること。
- (3) 「農地法32条第1項第1号又は第2号の該当」欄には、耕作されておらず、かつ、非農地でないときに、遊休農地として第1号(緑)、第1号(黄)又は第2号の別を記入すること。なお、再生利用が困難な農地の場合にはその旨を記入すること。
 - 第1号……現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
 - (緑) ……草刈り等で解消
 - (黄) ……基盤整備が必要
 - 第2号……その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地(第1号に掲げる農地を除く。)
- (4) 「非農地(○)」欄には、既に非農地判断などにより非農地であれば○を記入すること。

周農委第 号
年 月 日

（宛先）（市・町・村）農業委員会会長

周南市農業委員会会長 

全部効率利用要件確認照会書

このことについて、下記の者から農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定により農地等権利移動許可申請書の提出がありましたので、当該申請者に係る同条第2項第1号の全部効率利用要件を確認するため、貴委員会管内における農地等の耕作の状況について農地法第51条の2第2項の規定に基づいて照会いたします。

つきましては、別紙様式（全部効率利用要件確認回答書）にてご回答いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 申請者 住所

氏名

2 申請日 年 月 日

お問い合わせ先

周南市農業委員会事務局

745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

電話番号 0834-22-8574

E-mail nogyo@city.shunan.lg.jp

農地法（抄）

（農地に関する情報の利用等）

第51条の2 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

2 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、関係する地方公共団体、農地中間管理機構その他の者に対して、農地に関する情報の提供を求めることができる。

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

（市・町・村）農業委員会会長

全部効率利用要件確認回答書

年 月 日付け周農委第 号により照会のあった事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1 申請者 住所

氏名

2 申請日 年 月 日

3 回答（いずれかにチェック☑）

当該申請者又はその世帯員等が、当委員会管内で権利を持つ全ての農地等の所在及び耕作状況は次のとおりです。

当該申請者又はその世帯員等が、当委員会管内に権利を持つ農地等はありません。

氏名 (続柄)	所在		地番	地目		面積 (㎡)	所有・ 貸付・ 借入の 別	耕 作 中 (○)	農地法32 条第1項 第1号 又は 第2号 の該当	非 農 地 (○)	備考
	大字	字		登記簿	現況						

(記載要領)

- 1 申請者又はその農地法第2条第2項に規定する世帯員等（住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族）が権利を有している農地等を全て記入すること。
- 3 「氏名（続柄）」欄には、農地等の権利を有している者の氏名及び申請者から見た続柄を記入すること。
- 4 「地目」欄の「登記地目」欄には、登記簿地目を記入し、「現況」欄には、現況地目を記入すること。
- 5 「所有・貸付・借入の別」欄には、所有していれば「所有」、他の者に貸し付けていれば「貸付」、他の者から借り入れていれば「借入」と記入すること。
- 6 「耕作中（○）」欄には、当該農地等が耕作されていれば○を記入すること。
- 7 「農地法32条第1項第1号又は第2号の該当」欄には、当該農地等が耕作されておらず、かつ、非農地でないときに、遊休農地として第1号（緑）、第1号（黄）又は第2号の別を記入すること。なお、再生利用が困難な農地の場合にはその旨を記入すること。

第1号……現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

（緑）……草刈り等で解消

（黄）……基盤整備が必要

第2号……その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（第1号に掲げる農地を除く。）

- 8 「非農地（○）」欄には、既に非農地判断などにより非農地であれば○を記入すること。
- 9 必要に応じ、継続用紙（別記様式第5号）を使うこと。
- 10 申請者又はその世帯員等が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地等について、耕作されているか否か、遊休農地であるか否か、再生利用が困難な農地であるか否か等を確認できるものであれば、様式を問わないこととする。

農地復元計画書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

提出者 住所
氏名

1 対象農地（荒れた農地）

番号	所在		地番	登記簿地目	面積 (㎡)
	大字	字			
①					
②					
③					

2 耕作可能な農地に復元するための計画

(1) 雑草・雑木の扱い

(2) 荒れた農地から耕作可能な農地にするために

3 水利の利用状況

4 対策に要する費用

5 作付けする作物

(記載要領)

- 1 「対象農地（荒れた農地）」には、委員会から指摘のあった耕作放棄等により原野化等している農地を記入のこと。
- 2 「耕作可能な農地に復元するための計画」には、具体的な計画を記入のこと。

(記入例) 何番の土地について、

- ・何年何月頃から、何をどうする。
- ・次に、何年何月頃から、何をどうする。
- ・次に、何年何月頃から、何をどうする。

- (1) 「雑草・雑木の扱い」には、(例)「雑木が生えているため、伐採後、重機にて抜根し、除去する。」などを記入すること。
 - (2) 「荒れた農地から耕作可能な農地にするために」には、(例)「獣害がひどいため、獣害防止用の電気柵を設置し、獣害の防止に努める。」などを記入すること。
- 3 「水利の利用状況」には、水利の利用状況を記入すること。
 - 4 「対策に要する経費」には、おおむねの経費を記入すること。
 - 5 「作付けする作物」には、具体的名称を含め、記入すること。

(注意事項)

- 1 この計画は、あくまでも、農地として復元し、営農を行っていくための計画であり、農地を取得するための方便ではないこと。
- 2 計画を立てた以上は、計画にのっとり、営農開始を目指していく必要があること。また、地元の農業委員又は農地利用最適化推進委員が都度進捗状況を確認していくこと。
- 3 完全な山林状態若しくは、ひどく原野化が進むなど、農地として復元が不可能と思われる土地については、農地法第3条では対応できないので、地目変更後の取得など、別の方法を検討すること。
- 4 取得しようとする農地等が耕作放棄等により原野化等している場合に、当該土地を農地等へ復元するための方法について、詳細に記載されたものであれば、様式を問わないこととする。

